

資料提供

提供年月日	令和7年4月25日（金）
担当部課名	産業観光部 商工振興課
担当者名	瀬戸口、村岡
連絡先	直通 65-6545、内線 84-4221

滋賀県内初！滋賀ダイハツ販売(株)との連携協定の締結 および電動キックボードのシェアリングサービスの提供開始について

長浜市は、滋賀ダイハツ販売株式会社（本社：栗東市、代表取締役社長：鳥居和浩）が中心市街地において、新たな移動サービスを確保し、観光客や市民の回遊性の向上を図ることを目的に、電動キックボードのシェアリングサービス提供を開始するにあたり、ポート用地の調整および確保などサポートを行うため、本市と同社が相互に連携を図り、本事業を安全かつ効果的に実施するため、連携協定を締結します。



記

1. 連携協定について

■連携協定締結式

日 時：令和7年4月28日 午前11時から

場 所：長浜市役所3階 特別会議室

出席者：長浜市長 浅見宣義

滋賀ダイハツ販売株式会社 代表取締役社長 鳥居和浩

■協定期間

令和7年4月28日～令和9年3月31日

■協定概要

中心市街地において、新たな移動サービスを確保し、観光客や市民の回遊性の向上を図ることを目的に、長浜市および滋賀ダイハツ販売株式会社が連携して、本事業を安全かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるもの。

2. 電動キックボードのシェアリングサービスについて

(1) 運営主体 滋賀ダイハツ販売株式会社

電動キックボードは、滋賀ダイハツ販売(株)が取り扱う「e-Board」を使用

(2) 実施内容

市内3か所（JR 長浜駅東口（※検討中）、北ビワコホテルグラツィエ、グランドメルキュール琵琶湖リゾート＆スパ、）にポートを設置し、市内で合計10台の電動キックボードを配置して、シェアリングサービスを提供します。

※ 当初は上記の内容で開始しますが、ポート設置場所や車両台数は、サービス開始後、利用状況を踏まえて随時変更していく予定です。

(3) サービス提供開始日 令和7年4月29日（火）

(4) 利用方法

- ①アプリ登録用のQRコードを読み取り、電話番号、メールアドレス、クレジットカード 情報、運転免許証等を登録し、交通ルールの説明動画を視聴した後、利用規約に同意する。
- ②電動キックボードが設置されているポートへ行き、キックボードのハンドルにあるQRコードを読み取り、キックボードに乗る。 ※料金は330円（税込）/15分
- ③乗車後は、ポートへ電動キックボードを返却し、「走行終了」をタップし、返却した車両の写真を撮って送信する。（返却は乗ったポートでも、別のポートでも乗り捨て可能）

(5) 走行可能エリア

長浜市内（※ただし、航続可能距離の範囲内での利用に限る）

(6) 利用可能時間

午前10時から午後5時まで

(7) 利用料金

15分ごとに330円（税込）（※1,000円（税込）/hなどのパック料金あり）

(8) 交通ルールについて

電動キックボードは「特定小型原動機付き自転車」であることから、基本的に自動車等と同様の交通ルールを遵守する必要があります。（※歩道の走行はできません。）

(9) 車両性能について

- ・ フル充電で4時間、航続距離は40km程度。
- ・ 全天候対応で、防水機能付き。
- ・ 盗難防止機能付きで、無人管理可能。
- ・ 各車両にGPSを搭載しており、どの車両がどこを走行しているか等の運行状況やバッテリー残量、走行距離等もリアルタイムに把握が可能。

(10)安全対策について

歩行者との衝突事故等を防ぐため、電動キックボードの走行を禁止するエリアを指定します。当初は豊公園内(琵琶湖側のサイクリングロードを除く)を走行禁止エリアに指定しますが、利用状況を踏まえて、随時走行禁止エリアの追加等を検討する予定です。

【シェアリングサービス全般に関する問い合わせ先】

ハッピーボードカスタマーサポート TEL：050-5534-1417